地方税パンフレット



栃木県栃木県税事務所

第1 地 方 税 の 概 要

地方税は、原則として地方税法および各地方公共団体の条例に基づいて課される税金です。栃木県にお住まいのみなさまが豊かに暮らすために必要なサービスや活動を支えるために、負担していただく「会費」のようなものです。

地方税は、栃木県から課される県税と、お住まいの市町から課される市町税に分かれます。税金には納期限があり、公平・公正な社会の実現にはその期限内に納めてもらうことが必要です。

本パンフレットにおいては、みなさまに特に関わりの深い地方税を案内するとともに、納税の大切さについて学んでいただくことを目的としています。







学校や消防、警察など、みなさんが安心して

暮らすためのサービスや活動は、税金で行われています。

第2 県 税 に つ い て

〇 県税について

栃木県から課される税金は、市町民税といっしょに課される県民税を含めて 10 以上の種類があります。そのなかで、特にみなさまと関わりの深い県税を紹介しま す。

(1) 自動車税

毎年4月1日現在、普通自動車を所有している方に課される県の税金です。県から納税通知書を納税義務者(本人)へ送付し、5月末日までに納めます。その日が土曜、日曜、祝日の場合は、その次の平日が納期限になります。

なお、2019 年 10 月 1 日から、自動車税に「環境性能割」が創設され、従来の自動車税は「種別割」になります。

〇 自動車税減免制度

栃木県では、身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障害のある方のために使用される自動車については、一定の要件のもとに自動車税の減免(税金を免除すること)を行っています。

身体障害者手帳などをお持ちの方は、その障害の内容によって減免の対象になる場合がありますので、県税事務所にご相談ください。

(2) 不動産取得税

不動産(家や土地)を取得した人に課される県の税金です。市町が毎年課税する固定資産税と違って、不動産を取得した時に一度だけ納めます。

(3) 個人事業税

県内に事務所・事業所を持ち、法律に定められた事業を行う個人に課される県の税金です。県から納税通知書を納税義務者(本人)へ送付し、基本的には8月、11月の2回に分けて納めます。

〇 便利な口座振替を利用しましょう

自動車税と個人事業税の納税には、口座振替がおすすめです。電気、ガス等の公 共料金と同じように、あらかじめ指定した金融機関の預金口座から、振替日に自動 的に納税することができ、うっかり支払いを忘れることがなく、とても便利です。 県内の金融機関の各店舗及び県税事務所に申込用紙が用意してありますので、ご 利用ください。

第3 市 町 税 に つ い て

〇 市町税について

市町から課される税金のなかで、特にみなさまと関わりの深い市町税を紹介します。市町によって課される税金や納期限などが異なっていますので、わからないことがありましたら、お住まいの市町にご相談ください。

(1) 市町県民税

1月1日において、栃木県内の市町に住所がある人に課される税金です。

前年の所得に応じて課税され、お住まいの市町に市民税と県民税を合わせた額を 納税することになります。

市県民税の納税の方法は、普通徴収と特別徴収があり、いずれかの方法で納税することになっています。

普通徴収は、市から納税通知書を納税義務者(本人)へ送付し、納税義務者が直

接、市へ納税する方法です。年に4回に分けて納めます。

なお、納付時期はお住まいの市町によって異なりますので、ご注意ください。

一方、特別徴収は、市から特別徴収義務者に指定された勤務先が、納税義務者(本人)に支払う給料から税金分を差し引いて、その金額を市へ納める方法です。

会社を退職する場合や日本から出国する場合は、事前に手続が必要になりますので、必ず各市町に連絡をしてください。

(2) 軽自動車税

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車(排気量660cc以下の車)などを 所有している方に課される市の税金です。市から納税通知書を納税義務者(本人) へ送付し、5月末日までに納めます。その日が土曜、日曜、祝日の場合は、その次の 平日が納期限になります。

なお、2019年10月1日から、軽自動車税に「環境性能割」が創設され、従来の軽 自動車税は「種別割」になります。

〇 軽自動車税減免制度

身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障害のある方のために使用される軽自動車については、一定の要件のもとに軽自動車税の減免を行っています。 身体障害者手帳などをお持ちの方は、その障害の内容によって減免の対象になる場合がありますので、お住まいの市町にご相談ください。

(3) 固定資産税

毎年1月1日現在で、市内に固定資産(土地や家屋など)を所有している方に課される税金です。市から納税通知書を納税義務者(本人)へ送付し、年に4回に分けて納めます。

なお、納付時期はお住まいの市町によって異なりますので、ご注意ください。

〇 都市計画税

固定資産税と似たような税金で、都市計画税という市町税があります。 都市計画法による市街化区域内に所在する土地や家屋を対象に、毎年 1 月 1 日現在の所有者に対して課税されます。

(なお壬生町と野木町では、都市計画税は課されません。)

該当する土地や家屋をお持ちの方には、固定資産税といっしょに納税通知書が 送付されます。

第4 国民健康保険税について

日本の医療制度は、全ての国民が健康保険や国民健康保険といった公的な医療保険制度に加入し、「誰でも、いつでも、どこでも」保険証一枚で安心して医療を受けることができる、国民皆保険制度をとっています。

国民健康保険税とは、その制度を運営する上で欠かせない財源となる税金です。

職場の健康保険に加入している方や、医療滞在ビザで入国した方等以外は、全員が 国民健康保険に加入します。

国民健康保険税は市町から前年の所得に応じて課税され、毎年7月から翌2月までの8回に分けて納付します。

国民健康保険に加入すると、病気やけがをしたときに少ない自己負担で医療を受けることができます。

第5 納 税 相 談 に つ い て

納期限までに納付しない方には、督促状を送付して納税を促します。督促状でも納付がない場合には、給料、預金、車などの差押を行います。**必ず納期限までに納付しましょう。**もし、納期限までに納付することが難しい場合には、次ページの連絡先に必ずご相談ください。

納期限まで納めずに、滞納が続くと給料や預金の差押や、写真のように車のタイヤロックを行います。

納期限は必ず守りましょう。



〇 延滞金

税金を納期限までに納めないと延滞金がかかります。延滞金は、納期限の翌日から納める日までの日数に応じてかかります。

〇 在留期間の更新許可

日本での在留期間の更新許可について、「納税義務を履行していること」が更新許可をするための考慮要素となっております。

滞納をしていた場合、更新許可にならない可能性がありますので、納期内納付を 守りましょう。

(在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン

(法務省入国管理局)より)

【連絡先】

- 県税についてのご相談は・・・
- 〇 栃木県

栃木市神田町6-6 栃木県税事務所 収税課 0282-23-3411

● 市町税についてのご相談は・・・

(※ お住まいの市町に相談してください。)

〇 栃木市

栃木市万町9-25 栃木市役所 収税課 0282-21-2281

〇 小山市

小山市中央町1丁目1-1 小山市役所 納税課

 $0\ 2\ 8\ 5 - 2\ 2 - 9\ 4\ 4\ 4 \sim 9\ 4\ 4\ 6$

〇 下野市

下野市笹原26 下野市役所 税務課 収納グループ 0285-32-8893

〇 壬生町

壬生町通町12-22 壬生町役場 税務課 0282-81-1816

〇 野木町

野木町大字丸林 5 7 1 番地 野木町役場 総合政策部税務課 収税係 0 2 8 0 - 5 7 - 4 1 2 4

